

CMAC-GPF 合同会議 (2013年6月)の概要

(前) シニア・プロジェクト・マネージャー いさか くにか 井坂 久仁子

はじめに

2013年6月13日、ロンドンの国際会計基準審議会 (IASB) オフィスにおいて、資本市場諮問委員会 (CMAC: Capital Markets Advisory Committee)¹ と世界作成者フォーラム (GPF: Global Preparers Forum)² の合同会議³ が開催された。日本からは、CMAC メンバーである金子誠一公益社団法人日本証券アナリスト協会参与・教育第二企画部長、及び GPF メンバーである本澤豊ソニー株式会社総合管理部副部門長が参加した。

CMAC も GPF もそれぞれ年3回開催されるが、6月については毎年合同で開催されること

が近年の通例となっている。時として利害が相反する財務諸表の利用者と作成者が一堂に会し、小グループに分かれ共通のテーマについて議論をすることは、単独の会議とは異なり、相互理解に基づく何らかの妥協点を見出す上で有用であり、今回も開示等、一般的に利用者として作成者で見解が分かれるテーマが取り上げられた。

本稿では、今回の合同会議で取り上げられた以下のテーマに関する参加者からの主な意見を含む概要を紹介する。

- IASB 及び IFRS 解釈指針委員会のアップデート
- 開示
- 概念フレームワーク

1 CMAC は、IASB と世界のアナリストとの会議。第1回会議は2003年秋。日本証券アナリスト協会は、2004年2月の第2回会議から出席。会議は年3回、IFRS 諮問会議の前後にロンドンで1日かけて行われる。日米欧のアナリスト10名前後、IASB の理事5名前後、スタッフ数名が出席。当初は Tweedie 議長 (当時) の私的アドバイザー会議の色彩が強かったが、IASB の会員向けニュースレター (*Insight*, July 2005) で紹介され、2007年6月の会議からは公開 (傍聴可) となっており、公的な性格を強めている。設立以来、Analyst Representative Group (アナリスト代表者会議) と呼ばれていたが、2011年6月の定款作成と同時に Capital Markets Advisory Committee と改称した。

2 GPF は、IASB が定期的に作成者の意見を直接的に聞く目的で2007年末から開催。メンバーは、欧州6名、北米4名、アジア・オセアニア3名、その他の地域2名の計15名。メンバーは、各社、各国、各地域などの出身母体の意見も参考にしつつ発言するが、基本的には個人資格での参加となり、コメントは個人のものとして扱われる。GPF は、各回 IASB より提示されたテーマに関して IASB ヘインプット及び意見交換をするもので、その場で回答やコンセンサスを得ようというものではない。

3 会議資料及び録音は以下から入手可能

<http://www.ifrs.org/Meetings/Pages/CMAC-Meeting-13-June-2013.aspx>

- リース

なお、IASBに対する諮問組織であるCMAC及びGPFともに、基本的に個人資格での参加となり、会議での発言は所属団体を代表する意見ではなく、個人のものとして取り扱われること、また、本文中の意見に係る部分は筆者の私見であることをお断りする。

IASB 及び IFRS 解釈指針委員会のアップデート

IASB スタッフによる2013年5月30日付IASB作業計画の説明に引き続き、参加者からの質問に対してIASBスタッフから以下の説明がされた。

「継続企業の前提」の開示の検討状況については、6月下旬に国際監査・保証基準審議会（IAASB）とも会合を行い、監査の視点と合わせて何を開示すべきかの明確化を検討する。関連するIAS第1号「財務諸表の表示」を修正する公開草案を2013年後半に公表することを目標とし、IASBで9月から10月にかけて審議する予定である。

共通支配下の企業結合、割引率など、IASB作業計画上は、13項目のリサーチ案件が列挙されている。これらの取り組み方については、関心の高い各国の会計基準設定主体と協力し、IASBが主導しコントロールする方式で進めていく。

概念フレームワークの討議資料（DP）は、7月に公表する予定である⁴。概念フレームワークの整理は、IASBとしても国際財務報告基準（IFRS）の根幹の整理ととらえており、極めて重要であると位置づけている。

IFRSの解釈及び適用の諸問題については、

複数の修正案をまとめて公表する予定としている。これにより、コメントの提出及びその分析プロセスの効率化を図ることを意図している。

開示

冒頭、2013年1月28日にロンドンで開催された開示フォーラムの結果を取りまとめたフィードバック文書に基づき、IASBスタッフにより開示に関する今後の取り組み計画についての説明があった。それによると、短期的には、①現行の開示規定があまりに制約が多い（restrictive）という批判に対応するため、IAS第1号の狭い範囲の修正を提案する公開草案を2013年後半に公表する。さらに、②「重要性」の概念については、証券規制当局及びIAASB等と共同して解決策を検討し、教育マテリアル又は適用ガイダンスの2013年後半の公表を目指す。

一方、中・長期的には、③IAS第1号、IAS第7号「キャッシュ・フロー計算書」及びIAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」等を1つのパッケージとしてリサーチプロジェクト（財務諸表の表示）を開始することを、次回のアジェンダ・コンサルテーションに諮る。これは、開示の要求事項全般に関する系統だった見直しを意図している。

本セッションでは、上記、①に関連して3つのグループに分かれて意見交換を行った。なお、本セッションに限らず、当合同会議での各グループは、財務諸表の作成者と利用者の双方により編成され、IASBスタッフ1名が進行役として配置されていた。

4 2013年7月18日、概念フレームワークのDPがIASBより公表された。コメント期日は、2014年1月14日となっている。詳細は、以下リンク先を参照：<http://www.ifrs.org/Alerts/ProjectUpdate/Pages/IASB-publishes-a-Discussion-Paper-on-the-Conceptual-Framework.aspx>

●財務諸表の表示項目：合計、小計、EBITDA等の表示

IAS第1号には、具体的な開示項目が規定されているが、これにより、企業が有用だと判断するがIAS第1号では規定されていない項目、例えば営業損益、各表示項目の小計などの開示が妨げられているという批判もある。

多くの作成者からは、企業の判断に基づいたより柔軟な開示を要求する意見が聞かれ、一方、一部の利用者からは、営業項目（operating items）に何が含まれ何が含まれていないのか、企業・業種によって様々であり、企業に判断の余地を与えるとコントロール不能となり比較可能性を担保できないという懸念が示された。営業項目に何を含めるか、その定義を明確にすべきであるという意見もあれば、何が営業項目であるかは企業や業種によって異なるため、何が含まれるかの内容を開示すれば十分であるという利用者の意見もあった。

また、純負債の調整表を開示すべきかどうかの議論については、調整表は利用者にとって有用であるが、その内容について、例えば退職給付債務を含めるかどうかの議論など、ばらつきがあるという利用者の懸念が示された。一方、作成者からは、もし純負債の調整表を要求する場合は、IFRS第8号「事業セグメント」と同様のマネジメント・アプローチを取り入れ、基準で詳細に中身を規定するというよりは、ある程度程度のマネジメントによる判断の余地を許容すべきである、との主張があった。

日本からは、利用者グループの議論として、財務諸表本表に営業利益（Operating Income）を表示し、EBITDAを簡単に計算できる情報を開示してほしいというコンセンサスがあることを紹介した。また、作成者の見解として、何をどのように開示するか、マネジメントの判断にゆだねる柔軟性と、首尾一貫した表示と開示は、必ずしも対立するものではなく、両立し得

るものであり、柔軟性の導入が必ずしもコントロール不能に帰結しないという趣旨の発言をした。

●重要な会計方針の開示

利用者、作成者ともに、重要な会計方針の開示がボイラープレート（紋切り型）になるべきではないという共通の認識が確認された。では、何が重要か、という点について、会計方針の「選択・変更・新基準の適用」などは重要であるという共通の認識があった。ただし、利用者が一定の会計知識を有するという前提に立てば、会計方針に選択肢がなければその開示は重要ではない、会計基準の単なる要約的な開示は不要、という利用者の意見がある一方で、多くの情報が重要ではないとして開示されなくなる懸念を示す利用者もいた。

●詳細な開示要求か、あるいは開示目的のみを規定すべきか

開示目的だけをIFRSで規定することは、目的適合性のある財務報告を行うには不十分であるという利用者・作成者共通の認識があった。それでは、具体的にどこまで開示を会計基準で要求すべきかについては意見が分かれ、各基準別に重要性をどのように適用するかに関する一定の説明を求めることについて合意が見られた。そのような説明には、例えば、目的適合性がなければ開示は省略できること、特定の開示目的を達成するための追加開示の要否、開示された定量的・定性的情報を評価するための追加情報の要否のガイダンス等が含まれるべきであるとする意見があった。

内容や詳細さのレベル感に若干の差異はあるものの、開示における「重要性」に関する定義及びガイダンスが必要であるとする点は、作成者と利用者が一致した意見であることが確認された。

日本の利用者からは、重要性を定義した後に、重要な情報をどのように開示するかが問題になるが、この視点はIASBスタッフのペーパーには含まれていない。利用者は、表形式を含む統一的な開示を望んでいる。開示目的をより制約の緩い表現で基準の中で明示するなら、表形式もどのように開示するかの一例として欲しい旨の発言がされた。

概念フレームワーク

本セッションでは、現在のIFRS各基準でその他の包括利益(OCI)が使用されている事例と使用が提案されている事例(特定の金融商品の公正価値変動、保険契約における割引率変動、有形固定資産・無形資産等の再評価差額、確定給付負債(資産)純額の再測定、キャッシュ・フロー・ヘッジの公正価値変動の一部分など)に関して、①OCIを使用することの是非、②OCIを使用する場合のリサイクルの要否、について3グループに分かれて議論がなされた。

3グループ共通の結論は、上記のOCIの使用及び使用の提案については、概ね適切であること、さらに、OCI項目は必ず純損益にリサイクルされるべきであること、というものであった。

• OCIと純損益

各グループからの報告では、OCIと純損益の切り分けについて、実現したかどうかで区別する意見、実現するまでの時間の長短で区別するという意見、経営者のコントロールの及ぶ範囲か否かで区別する意見、ビジネスモデルで区別する意見等が聞かれた。また、その後の議論では、純損益とOCIの境界問題があり、OCIの概念的な定義を期待する発言があった他、割

引率の変動による影響のように、マクロ経済の影響をOCIに含めるべきとの意見が聞かれた。このように、OCIと純損益の切り分けについては、様々な意見があり合意には至らなかったが、OCIの概念的な定義が必要であるという認識は作成者・利用者に通じてあった。

• OCIのリサイクル

各グループからの報告では、前述のとおり、参加者のほぼ全員が、OCIはすべて純損益にリサイクルされるべきであるという見解であった。しかし、現行IFRSでは、すべてのOCIがリサイクルされるわけではない。一部のOCI項目は、リサイクルのタイミングと金額の測定が困難なものもある。この点について、日本の利用者は、IAS第19号「従業員給付」改訂公開草案(2010年)に対する日本証券アナリスト協会(SAAJ)からのコメント・レターを紹介し、確定給付負債(資産)の純額の再測定について、年金制度のキャッシュ・フローに着目し、企業からの拠出時に同額をOCIから純損益にリサイクルすることを提案したと説明した。

• OCI使用の概念的整理

上記の議論が一巡した後で、IASBスタッフは、OCIの使用に関する概念的整理である「橋渡し項目(Bridging Item)」及び「ミスマッチ項目」を説明した。この橋渡し項目とミスマッチ項目とは、狭義のOCI使用の考え方である。橋渡し項目は、例えば、IFRS第9号「金融商品」の公開草案におけるOCIを通じて公正価値測定する金融商品のように、財政状態計算書上は公正価値で測定する一方、純損益の観点では、償却原価で測定したかのごとく会計処理をし、これら異なる測定属性の「橋渡し」としてOCIを使用するものである。また、ミスマッチ項目の代表例としてはキャッシュ・フロー・

ヘッジがある。ヘッジ手段に係る利得又は損失のヘッジ有効部分はまず OCI に認識し、その後、ヘッジ対象が純損益に影響を与えるタイミングで純損益に振り替える（リサイクルする）が、認識のタイミングの不一致を解消するために OCI を用いるものである。

この IASB スタッフの説明に対して、ある作成者からは、橋渡し項目としての OCI を使用しなくとも、異なる測定属性（公正価値と歴史的価値等）の情報は開示すればよいのではないか、という意見があった。また、別の作成者は、OCI のコンセプトは必ずしも明確でなく、持続性（persistence）に基づくことも 1 つの考え方であるとした。一方、利用者からは、OCI は純損益と異なる有用な情報であり、為替換算調整額等を含むすべての取引が純損益で認識されるなら、分析が不可能となるという意見もあった。

リース

2013 年 5 月に IASB 及び米国財務会計基準審議会（FASB）より公表されたリースの改訂公開草案（以下「リース再 ED」という。）に関する IASB スタッフからの概要説明に引き続き、3 つのグループに分かれて以下の議論をした。なお、今回の議論は借手に限定しており、貸手の会計処理については検討対象外となっている。

• 借手の財政状態計算書上の表示（すべてのリースをオンバランス）

利用者は、比較可能性を向上させ、よりよい情報を提供することから、リース再 ED の提案を全面的に支持するというコンセンサスであった。ある利用者は、現在も独自にすべてのリースをオンバランスするような調整をした上で分

析をしているため、今回の提案を強く支持すると発言した。このリース再 ED の提案により、利用者の分析コストが増えるものの、得られる情報量もそれ以上に増えるとしている。ただし、リースの定義、ストラクチャリングの余地があること、少額リースの取扱い等については検討の余地があるという認識であった。

一方、作成者の見解は様々である。リース再 ED の提案を支持する声がある一方で、未履行契約（executory contract）についてもオンバランスすることの概念的根拠に欠けるという意見、作成コスト増加に見合う便益がないという意見、また、変動リース料の取扱い（固定を変動に契約上書き換えることができる）及び延長（契約更新）オプションの取扱いには議論の余地があり、こうした取引の実質を反映しない可能性を考慮すると、たとえすべてのリースをオンバランスしたとしても、その測定値には疑問があるという意見が述べられた。また、ある作成者からは、小売業については、店舗リースはタイプ B というよりは、現在のオペレーティング・リースと同様の会計処理（オンバランスしない）でよいのではないか、という意見もあった。

• タイプ A とタイプ B の 2 つのアプローチ

リース再 ED では、原資産の性質に基づきタイプ A（主に不動産以外）とタイプ B（主に不動産）に分けて異なる会計処理をすることが提案されている。この提案に対しては、多くの利用者においては支持があるものの、一部の利用者とは作成者の大半は、便益を提供するというよりは複雑性を増すだけなので反対するという意見であった。また、タイプ B についても様々なリースが含まれる可能性があり、原資産の消費の度合いという 1 つのコンセプトで切り分けることは困難であるという作成者の意見もあった。

では、2つのアプローチを1つに統一する場合、どのようなアプローチが望ましいか、とのIASBスタッフからの問いかけに対しては、包括利益計算書上、費用が定額で発生するようにすべきとする複数の作成者の強い主張があった。これらの作成者は、定額法に統一することにより簡素化が図られるという。しかし、その場合の財政状態計算書上の測定については、明確な意見がなかった。作成者の中にも、2つのアプローチはさほど複雑ではないとする意見もあれば、利用者の中にも、すべてのリースをタイプA（支払利息と償却費用が発生）、若しくはその他の1つのアプローチに統一すべきと主張する意見があった。あるいは、会計方針の選択としてはどうかという作成者の意見もあった。

日本の作成者は、タイプBは、不動産に限定するべきではなく、一部の重要性の低いリースも対象範囲に含めるべきであること、重要性の低いリースはオフバランスとなり得ることの意見を述べた。その他の作成者からも、タイプBの対象範囲を拡大すべきであるという意見があり、2つのアプローチについては、様々な意見があった。

• 開示について

ある作成者からは、リースに関する定性的開示、定量的開示、判断及びリスクに関する情報に至る網羅的な開示が果たして必要かどうか、誰が何のために使うのか疑問であるとの意見があった。

開示については、本セッションの最後のテーマであり十分な議論の時間がなかったが、先行しているIASBとFASBの収益認識プロジェクトにおける開示の議論が、ある程度、作成者と利用者双方の意見を十分に収集した経緯があるため、それをモデルとして、リースにおいても十分に時間をかけて議論を重ねることで作成者、利用者ともに同意した。

最後に

今回は、本澤氏が初めてGPFメンバーとして会議に参加した。以下に、同氏からいただいた所感を紹介する。

• 開示

開示項目に対する参加者の議論の対立軸は、柔軟性 (flexibility) の確保 vs. 比較可能性 (comparability) ・ 統一性 (consistency) の担保に集約されていた。作成者にとっての開示の目的の1つは企業の置かれている実態を正しく「伝える」こと、利用者はそれらを解釈し比較分析する必要があることに鑑みると、これらの対立軸の両立のさせ方の模索が本質的なテーマではないかと考える。

議論に参加している中で、この両立のさせ方は可能であると感じた。具体的な開示項目についての最低限の統一的定義を明確化しつつ、この統一的定義と妥結 (reconcile) できる範囲内で開示の柔軟性を許容するという考え方はその一例であろう。

米国においては、2003年 Non-GAAP 開示を制限する「Regulation G」が米国証券取引委員会 (SEC) により制定され、結果としてSECが意図する以上に Non-GAAP 開示が抑制されることになった。SECはこの反省に立ち、2009年「Non-GAAP 財務指標に関するコンプライアンス及び開示についての解釈指針」を公表し、企業の開示にあたり、Non-GAAPであるということを理由に経営状態の最も意味ある指標を除外することのないよう明文化した。米国におけるこの過去10年の Non-GAAP 開示についての動向は示唆に富む。

重要な会計方針の開示における、「重要」の意味に関し、繰延税金資産の会計方針の開示を例に議論が白熱した。この開示を重要とする、

しないの立場の違いは、重要な会計方針の開示の目的そのものの捉え方の違いといえるだろう。つまり会計基準に基づくマネジメントの判断の根拠に係る開示を重要な会計方針の一部と捉えるかどうか。個人的には捉えるべきと考えており、それらを含めた会社の意思を伝えることが、まさに重要な会計方針を開示する目的ではないかと考えている。

● 概念フレームワーク

OCIの定義については各人様々な解釈があることが会議を通じて浮き彫りになり、これを定義していくことは極めて難しい作業であることを改めて感じた。ほぼすべての参加者は、リサイクリングを支持し、投資家サイドも純損益が期間損益としての重要指標である（包括利益は参考情報と捉えている）との声が多かったことは新鮮な驚きがあった。一部参加者からは、企業の業績は最終的にキャッシュ・フローに帰結し、会計はそれを各期に割り当て意味のある業績情報を提供していることを根拠にリサイクルは行われるべきだとの発言もあった。これは、日本が継続的に主張している見解であり、その努力が浸透している証左といえるだろう。ただ、当合同会議後に公表された概念フレームワークのDPでは、狭義のOCI使用（橋渡し項目、ミスマッチ項目）と広義のOCI使用を紹介し、後者の一部はリサイクルなしという提案になった。日本として、純損益の位置付けやリサイクリングの必要性につき、今後とも継続的に意見発信していくことが極めて重要と感じた。

● リース

使用権モデル（BS計上）については、少額リースまですべてオンバランスにさせる必要があるかどうか（重要性をどこで区切るか）との声もあったものの、概ね支持されていた。

一方、大多数の作成者・ユーザーともタイプAとタイプBの2つのモデルについては見直しを要望していた。ただ、その理由はまちまちで、例えば、以下の意見があった。

- ・簡素化の観点から、BS計上するものの費用化はすべて定額法がよいとの意見
- ・使用者の分析の観点から償却費用と利息を分ける方式（すなわちタイプAで統一）など

IASBが2つのアプローチをリース再EDで導入した意図は、消費の度合というコンセプトで費消パターンを整理することにあったが、参加者からの反対意見が相次いだ。9月までのコメント期間にかなりの紆余曲折がありそう予感がした。

● 全般

今回、GPFには初めての参加であった。最も鮮明に感じたのはIASBの距離の近さである。外国SEC登録企業（FPI）として米国会計基準と関わってきた経験から、基準設定主体であるFASBは敷居が高い組織との認識と経験を持つ。多くの利害関係者を持つIASBはその組成からしてもオープンである必要があったことは感覚的には理解しているものの、今回の会議を通じて実感できた距離の近さは、改めて新鮮な驚きであった。

この距離感は、今後日本企業がIFRSを適用していく上で、自国基準を適用していることとほぼ同等な実務上のアドバンテージを感じるようになるのではないだろうか。

また、このような環境を最大限活用して、日本の会計関係者や企業がIASBに主体的かつ建設的に意見発信を直接行うことは、日本及びIASB両者にとって極めて有益なプロセスであると実感した。そのためにも、コミュニケーション及び会計に精髓した人財を一人でも多く育てていくことが日本にとって重要であると感じた。